書面による計算報告及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、１の異議申述期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１８年（フ）第３８号

山口県宇部市昭和町３丁目６番３―206号松建ビル、開始決定時の住所山口県宇部市東新川町４番43号

破産者　松本ヒサ子

１　異議申述期間　平成21年10月15日まで

２　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで

平成21年８月25日　山口地方裁判所宇部支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１６７号

千葉県白井市清水口１丁目１番30―901号

破産者　横川　優美（旧姓永原）

免責意見申述期間　平成21年11月18日まで

平成21年８月24日　千葉地方裁判所佐倉支部

免責決定確定

平成１５年（モ）第５００９号

（平成元年（フ）第８８号）

広島市南区東雲本町２丁目10番24号

破産者　正田　　守

１　主文　破産者を免責する。

２　決定確定日　平成21年８月22日

広島地方裁判所民事第４部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２０８０号

東京都千代田区丸の内１丁目１番３号

清算特定目的会社　特定目的会社ＶＴＦＡナイン

代表清算人　川村　啓一

１　決定年月日　平成21年８月24日

２　主文　清算特定目的会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０８２号

東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階

清算株式会社　ワジマコーポレーション株式会社

代表清算人　番川　能和

１　決定年月日　平成21年８月25日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第３号

群馬県高崎市下豊岡町900番地

特別清算会社　株式会社豊岡自動車教習所

１　決定年月日　平成21年８月25日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（ヒ）第２０２０号

東京都目黒区平町２丁目20番５―303号

清算株式会社　株式会社ＡＴＳ

１　決定年月日　平成21年８月25日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０５７号

東京都港区浜松町２丁目４番１号

清算株式会社　浜田開発・ディベロップメント株式会社

１　決定年月日　平成21年８月25日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第８部

平成１９年（ヒ）第１００８号

広島県三原市宮浦５丁目３番５号

清算株式会社　千晃株式会社

１　決定年月日　平成21年８月21日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

広島地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２１年（再）第５号

岐阜県多治見市虎渓山町５丁目60番地の９

再生債務者　有限会社一柳商店

代表者代表取締役　一柳　幹雄

１　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年９月25日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成21年10月26日から平成21年11月９日まで

岐阜地方裁判所

平成２１年（再）第１号

三重県伊勢市曽祢２丁目３番10号

再生債務者　ナカムラ産業有限会社

１　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年９月24日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成21年10月20日から平成21年11月４日まで

津地方裁判所

平成２１年（再）第１号

福岡県大川市大字大橋423番地

再生債務者　アクト工業有限会社

１　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年９月28日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成21年11月２日から平成21年11月16日まで

福岡地方裁判所柳川支部

資本の減少等及び募集株式の発行を定めた再生計画案の提出の許可

平成２０年（再）第２４号

札幌市東区北42条東15丁目１番１号

再生債務者　松本建工株式会社

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

１　株式の取得　再生債務者は、発行済株式793万0383株を新株式の払込がなされることを条件として、第３項記載の払込期日に無償で取得する。

２　資本金の額の減少

減少すべき資本金の額

金10億6343万2856円

資本減少の方法　発行済株式793万0383株全部を新株式の払込がなされることを条件として、第３項記載の払込期日に無償消却する。

３　募集株式の発行　再生債務者は、普通株式１株（払込金額　１株につき金１円）を新たに払込を受けて募集株式を発行する。

払込期日は、再生計画認可決定確定日の翌日から起算して30日以内の日とする。

平成21年８月24日

札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定

平成２０年（再）第１７号

北海道釧路市栄町８丁目４番地２

再生債務者　株式会社釧路日商連

１　決議に付する再生計画案　平成21年７月16日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　書面投票

３　再生計画案に対する回答期間　平成21年９月24日まで

平成21年８月24日

札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１号

兵庫県西宮市門戸東町４番53号ダイドービル

再生債務者　株式会社ダイドーサービス

１　決議に付する再生計画案　平成21年８月19日付再生債務者提出の修正再生計画案

２　債権者集会

⑴　期日　平成21年10月６日午後４時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

３　議決権不統一行使の通知期限　平成21年９月25日

平成21年８月21日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生計画認可

平成２１年（再）第３号

千葉県船橋市栄町２丁目13番６号

再生債務者　セイコーミシン株式会社

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成21年８月24日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係